

羽こ給第 4682 号
令和 5 年 3 月 17 日

保護者の皆さま

羽曳野市こどもえがお部子育て給付課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の
利用者負担額の減免措置の廃止について

平素は当市教育保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

現在、内閣府からの要請により新型コロナウイルス感染症に伴い保育施設等が休園等となった児童の利用者負担額等については、該当の日数に応じて日割り計算を行うこととしておりますが、先日内閣府より「感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図ることを基本的な考え方としており、保育所等についても原則開所することをお願いしています。このため、臨時休園等を行うことを国から要請することは想定されない状況となっています。こうしたことから、新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額の減免措置については令和 4 年度末まで現在の取扱いを継続した上で、令和 5 年 4 月以降は廃止することとしております。」という旨の通知がありました。

これを受けまして、今年度を持ちましてこの取り扱いを終了させていただきます。

また、休園期間以外で感染者または濃厚接触者と指定された場合の「新型コロナウイルス感染症に伴う利用者負担額等減額申請書」について令和 4 年度の未提出分があれば、至急提出していただきますようお願いします。

0、1、2歳児のみ

【問い合わせ先】

羽曳野市 こどもえがお部
子育て給付課 教育保育給付担当
☎072-958-1111